

旅行条件書

1. 旅行代金に含まれるもの

- 1) 交通費：旅行日程に明示した航空、船舶、鉄道等利用運送機関の運賃・料金及び貸切りバス代
※この運賃・料金には、航空会社の課す燃油サーチャージ・航空保険料、空港施設使用料、国際観光旅客税、空港諸税は含まれません。
- 2) 宿泊料金：旅行日程表に明示したホテル宿泊料金・税・サービス料
- 3) 食事代：各旅行日程表に明示した朝食代（機内食を除く）
- 4) 視察・観光料金：旅行日程表に明示したもの
- 5) 手荷物運搬料金：機内預け手荷物は利用予定航空会社の規程範囲内（20kg まで）の重量・容量
- 6) 諸費用：有料道路代、駐車料、ガイド・ドライバーなどへの心づけなど

2. 旅行代金に含まれないもの

※上記第1項に記載のないものは旅行代金には含まれません。その主なものを例示いたします。

- 1) 超過手荷物料金（規定の重量 20kg・容量・個数を超える分について）。
- 2) クリーニング代、電報電話料、ホテルのボーイ・メイド等に対する心付け、
その他追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料。
- 3) 渡航手続関係諸費用（旅券印紙証紙代・査証料・予防接種料金・渡航手続代行料金等）。
- 4) 日本国内における自宅から発着空港等集合・解散地点までの交通費・及び旅行開始日の前日や、
旅行終了日当日等の宿泊費。
- 5) 一人部屋追加料金
- 6) ビジネスクラスご利用時の追加料金
- 7) 任意の海外旅行保険料
- 8) 添乗員同行費用

3. 旅行代金のお支払

お支払期限までに下記の金融機関にお振込み願います。

・お申込金：別途ご相談させていただきます。

※契約の成立時期は、本企画書面への承諾いただいた時点といたします。

・振込口座

金融機関名：三菱 UFJ 銀行 大阪営業部

口座名：ワールドイベントリンク株式会社

口座番号：普通預金口座 No.0509279

4. 旅行契約の解除又は参加人員の変更に伴う一部人員に係る契約の解除

- 1) お客様が旅行契約の解除又は参加人員の変更に伴う一部人員に係る契約を解除するときは、以下の料金を申し受けます。

取消日（契約解除の日）	企画料金・取消料
出発日の60日～31日前まで	80,000円
出発日の30日前～3日前まで	旅行代金の20%
出発日の前々日～前日まで	旅行代金の50%
出発日の当日	旅行代金の50%
旅行開始後、または無連絡不参加の場合	旅行代金の100%

- 2) お取消時に既に渡航手続きを開始、又は終了されている場合には上記取消料の他に渡航手続代行料金をお支払いいただきます。
- 3) お客様が当社所定の日までに旅行代金を支払わない場合は、当該期日の翌日にお客様が契約を解除したものとみなします。この場合、お客様は当社に対し前項の企画料金または取消料に相当する違約料を支払わなければなりません。

5. 手配不可能な場合の代替企画書面の交付

- 1) 企画書面に記載した運送・宿泊機関等が満員等の理由で手配不可能となった場合は、当社は代替の企画書面を作成して交付します。
- 2) お客様が企画書面を承認した場合は、当社は当該代替企画書面にしたがって手配します。この場合に旅行代金の変更があった時は旅行代金を変更します。
- 3) お客様が第（1）号の代替企画書面を承認しない場合には、お客様は受注型企画旅行契約を解除することが出来ます。この場合、当社は既に収受した旅行代金を払い戻します。

6. 契約内容の変更又は参加人数の変更に伴う旅行代金の変更

- 1) お客様から契約内容の変更又は参加人数の変更の求めがあったときは、当社は可能な限りお客様の求めに応じます。この場合、当社は旅行代金を変更することがあります。
- 2) 企画書面承諾後、お客様から契約内容及び参加人数の変更の申し出があったときは、変更に係る参加人数に応じた取消料（4. 旅行契約解除又は参加人員の変更に伴う一部人員に係る契約の解除の料金を基準）を負担していただきます。
- 3) 利用する運送機関の運賃・料金が企画書面に記載した基準日において有効な公示をされている適用運賃・料金から改定された場合は、その差額だけ旅行代金を増額又は減額することがあります。当社は、旅行代金を増額する場合は旅行出発の前日から起算して遡って15日目にあたる日より前に通知するものとし、この場合お客様は、旅行開始前に取消料を支払うことなく受注型企画旅行契約を解除することができます。適用運賃・料金が減額された場合は、その差額だけ旅行代金を減額します。

7. 当社の責任

- 1) 当社は、当社又は当社の手配代行者等の故意又は過失によりお客様に損害を与えた時、その損害を賠償する責に任じます。(手荷物に関する賠償限度額は一人 15 万円)
- 2) 次のような場合は原則として責任を負いません。天災地域、戦乱、暴動、運送宿泊機関の事故若しくは火災、運送機関の遅延、不通又はこれらのために生ずる旅行日程の変更若しくは旅行の中止、官公署の命令、出入国規制、伝染病による隔離、自由行動中の事故、食中毒、盗難等。

8. 特別補償

当社は、特別補償規定に基づき、企画手配旅行参加中にお客様の身体に生じた一定の損害について補償金及び見舞金を支払います。

9. 約款準拠

本旅行条件書に記載のない事項は当社の旅行業約款（受注型企画旅行の部）に定めるところによります。

10. 旅行条件の基準日

この旅行条件は 2023 年 11 月 9 日現在の運賃・料金・為替相場を基準に算出しています。

その他、記載のない事項につきましては、旅行条件書及び国土交通省認可による当社の旅行業約款（受注型企画旅行契約の部）によります。